

施設入浴サービスの単価改定について

令和3年度の報酬改定に伴い、報酬単価を次のとおり変更する予定です。本件につきましては、3月下旬に開催される介護保険運営協議会へ提出後に決定いたしますので、現時点では下記の金額は（案）となります。改定額が決定したら改めてお知らせしますのでご承知おきください。

新旧対照表

| 現 行 | 変 更 後 (案) |
|----------|-----------|
| 12,570 円 | 12,730 円 |

施行日：令和3年4月1日施行

● 4月提供分から、報酬単価を切り替える際の手順 (施設入浴サービス事業者)

・原則として4月のサービス開始までに、運営規定及び重要事項説明書を変更し、利用者に対し、利用料（自己負担分）の変更についての説明・同意・交付を行ってください。

・サービス提供票、サービス提供票別表の内容が、「新しい報酬単価」に変更されていることを確認してください。
・計画に基づいて入浴サービスを提供し、利用者から自己負担分の支払いを受け、領収書を交付してください。

・報酬単価の変更に伴う「特別給付サービス利用届」の再提出は不要です。
・4月提供分（5/10 提出締切）以降の支給申請書については、新単価を記載いただきますよう、ご注意ください。